



ページ番号
1012776

新貝土地区画整理区域内の

住所が変わります

都市整備課
(西庁舎1階)

☎0538-37-4830
FAX 0538-37-8690

新貝土地区画整理事業の

換地処分のお知らせ

新貝土地区画整理事業は、平成7年からJR御厨駅を核とした市内東部地域の玄関にふさわしいまちづくりを目指して進めてきました。

10月13日に換地処分の公告が行われ、10月14日から明ヶ島・新貝・鎌田の各一部が新貝一丁目、新貝二丁目、新貝三丁目となり、区域内の住所も変更されました。



区域内における住所変更
旧町名と新町名は次の通りです。



ページ番号
1007916

65歳以上の

ドライバーの皆さんへ

自治デザイン課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4751
FAX 0538-32-2353

急発進抑制装置の設置費用を補助します

アクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故を未然に防ぐため、使用している自動車に後付けの急発進抑制装置を設置する費用の一部を補助します。

①急発進抑制タイプ

自動車の停車時および徐行時に、アクセルを強く踏み込んだ場合にセンサーが異常を感知し、急加速を抑制する機能

②障害物感知タイプ

前方または後方の障害物をセンサーが感知している状態で、アクセルを強く踏み込んだ場合に加速を抑制する機能

▼申請方法

装置の設置前に、次の書類を自治デザイン課または各支所へ提出

・交付申請書(市ホームページからダウンロード可)

・運転免許証、自動車検査証、設置に係る見積書の写し

能を有するもの

▼補助対象機器

ペダル踏み間違いなどによる「急発進抑制装置」で、次のいずれかの機能を有するもの

▼補助対象

市内に在住している令和5年度末日において65歳以上で、自動車運転免許証を保有している方

▼補助金額

後付け急発進抑制装置の設置費用
限度額1万円(千円未満切り捨て)

▼申請対象

※1人1回(1台)まで

※運転免許証・自動車検査証の使用者・本補助金の申請者の名前と住所が一致している必要があります